

日之影町住宅等除却事業補助金の流れ

事前判定

□事前判定申請書（様式第1号）の提出

〈添付書類〉

- 家屋と土地の全部事項証明書（未登記の場合は、土地家屋名寄帳又は固定資産納税通知書）
- 建物現況図（位置図や平面図）
- 住宅、敷地の現況写真

提出いただいた書類の審査及び現地調査を実施し、補助対象建築物に該当するか否かについて、事前判定結果を通知します。該当した場合にのみ本申請をしていただきます。

交付申請

□補助金交付申請書（様式第3号）の提出

〈添付書類〉

- 相続人が申請者となる場合は、所有者と申請者の相続関係が確認できる戸籍謄本及び相続関係説明図
- 工事費の見積書又はその写し
- 補助申請者及び共有者（共有者がいる場合）の納税証明書（滞納のない証明書）
- 相続人が2人以上いる場合、借地に建築された住宅等の場合は、除却に係る同意書（様式第4号）

提出いただいた交付申請書、添付書類を審査し、交付（不交付）決定通知書を送付します。

交付決定通知書が手元に通知された後に、工事の着工をしてください。

工事着工

工事完了

実績報告

補助金交付



□補助事業実績報告書（規則様式第5号）の提出

〈添付書類〉

- 除却工事費の請求書又は領収書の写し
- 除却工事の現況写真
- 跡地の適正管理等に係る誓約書（様式第6号）

〈注意〉予算の範囲内で適切に事業を実施するため、全てのご要望に対応することができません。不明な点等ございましたら、地域振興課0982-87-3801までお早めにお問い合わせください。



おかげさまで、日之影。